

## 市町村支援メニュー【形態別】

### 1 採用支援

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	町村職員採用情報発信支援	・町村が自由に町村職員の魅力や採用情報を見やすく伝える「町村職員就職応援サイト」を設け、町村が連携し情報発信することにより、町村職員の採用を支援します。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 WEBサイト制作の契約手続き等が整い次第照会します。		総務部	市町村行政課	【ネットを活用した情報発信を！】これまでのイベント型の情報発信に加え、町村の情報をまとめて継続的に発信できるWEBサイトで町村職員の魅力を積極的に発信しましょう！
2	町村職員採用合同説明会等開催	町村職員採用のため、学生等に対し合同説明会や就職セミナーを開催します。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 ・合同説明会 2月中旬 照会 5月 説明会 ・就職セミナー 11月中旬 照会 2月～ 就職セミナー	就職セミナーはオンラインによる実施	総務部	市町村行政課	【町村の情報発信力を強化！】町村が集結！一緒に説明会等を行い職員採用につなげましょう！
3	町村職員インターンシップマッチング支援	町村の仕事を知りたい学生等に対して、役場見学型のインターンシップ事業を実施します。		○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 5月中旬 照会 7～8月 実施	オンライン（Zoom）による実施	総務部	市町村行政課	【町村の仕事の魅力を伝える！】インターンシップは職員採用の鍵！町村の紹介や役場内の様子を見てもらうオンライン役場見学ツアーを実施します！
4	専門職共同リクルート活動	県が行う大学等訪問活動と連携して、希望する町村とともにリクルートを行います。		○	・専門職を募集している（募集予定の）町村 ・旅費の町村負担あり	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 3月中旬 照会 4月以降 随時開始		総務部	市町村行政課	【専門職の採用へ！】県と一緒に学校訪問！直接出向いて、専門職の確保につなげましょう！

## 2 研修

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当部局等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	法制執務研修会	文書法務課職員を講師とし、法制執務又は政策法務の基本研修(出前講座)を開催します。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		総務部	文書法務課	そうなんだ！条例で定めるもの、規則で定めるものの違いや制定に当たっての留意点など、法制執務上の疑問に答えます。
2	会計事務研修	地方公共団体としての会計事務の基本的な進め方についての研修を開催します。		○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		総務部 出納局	市町村行政課 審査課  各地方振興局(県北を除く)企画商工部市町村支援課(及び出納室)	業務量が増大する一方、職員は増えない、若手職員に会計事務を指導するにも時間がない！そんな悩みを解決します。
3	会計実地検査対応への助言	要望に応じて事前に会検対応に関する研修会を実施します。	○	○	避難地域市町村又は町村に限り ます。	支援担当課へ随時申し込みください。		出納局	出納総務課	「かいけん」って何するの？…国の会計検査院による「会計実地検査」の受検のしかたについて、初心者向けに講座を出前いたします。
4	橋梁点検研修会	道路橋の点検業務の実績がある建設コンサルタントを講師として、道路橋の点検・診断技術を学ぶ橋梁点検研修会を開催します。	○	○		支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。		土木部	道路管理課	市町村が管理する道路橋は数が多く、維持していくには適切な点検・診断が欠かせません。橋の構造についての基本知識から、点検・診断に必要な知識及び技能まで習得できるような研修会となっていますので、是非ご参加ください。

### 3 職員、専門家等派遣

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	自治法派遣	「市町村等の事務処理の能率化、合理化等」に資することを目的として、県職員を市町村等に派遣します。	○	○	<p>【派遣期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一回当たりの派遣期間は2年とする。</li> <li>・派遣の継続については、市町村等の状況等を踏まえて可否を検討する。</li> </ul> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の業務を優先します。</li> <li>・複数市町村による連携した取組への支援</li> <li>・広域的な調整を必要とする取組への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。</li> </ul> <p>【照会スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月上旬: 翌年度の派遣要望照会</li> <li>・11月上旬: 各地方振興局経由で回答 (個別調整)</li> <li>・3月中旬: 派遣先決定</li> <li>・4月～ 支援(派遣)開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※係員の派遣は相互人事交流により対応することを基本とします。</li> <li>※県においても職員数は限られているため、派遣要望に添えない場合があります。</li> </ul>	総務部	市町村行政課	県の職員を市町村等に派遣し、課題解決を支援します。
2	市町村税滞納整理スキルアップ支援	県職員を3～4ヶ月間派遣し、業務の直接支援とOJTにより、滞納整理業務のノウハウを伝授します。		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣職員1人あたり1年間に派遣可能なのは3町村までです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務課からの個別照会の際に申し込みます。</li> </ul> <p>【照会スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月中旬 照会</li> <li>5月上旬 支援先決定</li> <li>6月～ 支援開始</li> </ul>		総務部	税務課 市町村財政課	税務課の職員が県内町村を訪問し、町村の要望に応じた期間、継続的に差押手続きや徴収要領作成に向けたアドバイスなどを行います。
3	SDGs(持続可能な開発目標)に関する市町村職員研修等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGs外部講師の紹介</li> <li>・支援担当課職員による基礎的な研修等</li> </ul>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師経費の市町村負担</li> </ul>	支援担当課へ随時申し込みください。		企画調整部	復興・総合計画課	SDGsは民間企業や教育現場でも活動が広がっています。SDGsを身近に感じていただけるよう基礎的な研修等を支援します。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
4	ICTアドバイザー派遣	市町村のICTへの取組を推進するため、専門家を派遣し解決策の提案を行います。	○	○	16市町村程度を選定し支援します。	・支援担当課からの個別照会の際に申込みください。 【照会スケジュール】 6月～	ふくしまICT活用推進協議会が実施する	企画調整部	情報政策課	・情報化にあたって困りごとはありませんか？ ・専門家がヒアリングにより課題を明らかにし、解決をお手伝いします。
5	消費生活相談体制強化支援	・相談員を設置している市町村の窓口にも県の相談員を派遣して巡回訪問による支援を行います。 ・消費生活相談窓口の強化等を検討している市町村に訪問し支援を行います。 ・新任の相談員に対して、OJT研修を行います。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。 【照会スケジュール】 3月中旬 調整 3月下旬 支援先決定 4月から支援開始		生活環境部	消費生活課	消費生活相談員を配置した市町村窓口への支援が中心ですが、相談員のいない市町村窓口行政職員などへの支援も可能ですので、ご相談ください。
6	保健センター業務等支援	・県保健師を町村に派遣し、保健センター業務支援を行う。 ・保健・医療・福祉データの提供、解析など、町村の保健関係計画等の策定支援を行います。	○	○	・2町村程度を選定し支援します。 ・地方自治法に基づく派遣を想定しています。(人件費は派遣先負担)	・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。		保健福祉部	健康づくり推進課	地域保健の取組をともに充実させましょう。
7	ケアプラン点検支援	介護給付適正化に向け、介護支援専門員を派遣し、市町村(保険者)が取り組むケアプラン点検を支援するとともに、専門的見地からの助言を行います。 市町村が自立しケアプラン点検を継続して取り組めるよう、点検の方法を標準化するためのマニュアルを作成し、知識・技術の習得の機会として研修会を開催します。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月～8月 市町村担当者向け仮マニュアル作成 7～8月 対象市町村の選定、支援決定通知 8月～12月 市町村訪問(支援)開始 1月～3月 まとめ、フィードバック、マニュアル完成		保健福祉部	高齢福祉課	・ケアプランの点検に悩んでいませんか。 ・より良いケアプランづくりのために点検方法をアドバイスします。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
8	児童虐待対応強化支援	児童相談所OB、弁護士、精神科医等をスーパーバイザーとして市町村に派遣し、要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応についての助言等を行います。 (1) 市町村要対協の会議運営に関する助言 (2) 市町村要対協における登録ケースの進行管理に関する助言 (3) 市町村の相談ケースのアセスメントに関する助言 (4) その他、県子ども未来局長が必要と認めた事項	○	○	相談内容を記載した資料の事前提出が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。		保健福祉部 子ども未来局	児童家庭課	要保護児童対策地域協議会の運営や実際のケース対応をサポートします。
9	開発型・提案型企業転換総合支援(ふくいろキラプロジェクト)	地域産業復興・創生アドバイザーによる御用聞き訪問を通じ、中小企業の埋もれた技術力の発掘、製品開発への気づきを提供し、開発型企業への転換を図ります。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。	※毎月1泊2日の行程で企業訪問を実施。訪問月の2ヶ月前を目安に連絡。	商工労働部	産業創出課	県内のものでづくり企業が抱える技術的課題の解決及び製品開発から販路拡大までトータルサポートいたします。
10	公設商業施設の運営、リノベーションまちづくり等に係る専門家派遣	課題に応じて専門家を派遣し、公設商業施設の運営やまちづくりの取組への支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込むことも可能です。		商工労働部	商業まちづくり課	リノベーションまちづくり等を進める上で専門家のアドバイスがほしいときはご相談ください。課題に応じた専門家を派遣し、取組を支援します。
11	埋蔵文化財調査技術協力	市町村埋蔵文化財調査等に係る技術協力・支援を行います。 (表面調査、試掘・確認調査、小規模な本発掘調査、資料整理・報告書作成、出土遺物の整理・保管、出土物の展示等)	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 2月中旬 照会 3月中旬 支援先決定 4月～ 要望時期に応じて随時支援開始	市町村の費用負担は派遣職員の旅費	教育庁	文化財課	遺跡の調査、対応、展示の仕方など、埋蔵文化財保護でのお困りごとについて、ぜひ御相談ください。
12	文化財保存支援事業	市町村に存在する文化財の保存等の技術的支援を行うため、各担当が市町村の相談を受け、指導助言・支援を行います。状況によっては県の担当者と専門的な知識を持った専門家が現地に赴いて指導助言を行います。	○	○	文化財に関する専門的な知識を持った専門家を派遣する場合、その報償費や旅費等は市町村から支出してもらうことが必要になる。	・希望する保存等の技術的支援の具体的な内容をメール等で送り、申し込んでください。	市町村の費用負担は派遣職員の旅費	教育庁	文化財課	県内の文化財保護のため、ぜひ積極的に御相談ください。

#### 4 各種計画等策定支援

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	市町村業務継続計画策定支援	各市町村を依頼に応じて訪問し、計画策定に向けた助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みます。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		危機管理部	危機管理課	業務継続計画の策定で困っていませんか？ 重要6要素を全て備えた業務継続計画を一緒に考えていきましょう。
2	市町村男女共同参画基本計画策定支援	アドバイザーの派遣など、計画策定に係る助言等を行います。		○		支援担当課へ随時申し込みください。	※支援先は5町村を想定しています。 ※4月以降に支援依頼があった場合は、支援状況をみながら随時対応します。	生活環境部	男女共生課	・男女共同参画の取組を進めることは、男女を問わず、誰もが住みやすい地域づくりにつながります。 ・計画を策定したいが、どこから手をつければよいか分からないといったお悩みはございませんか？ ・男女共同参画に関して専門的な知識を有するアドバイザーが、計画策定のお手伝いをいたします！ ・計画を策定し、地域における男女共同参画の意識を高めましょう！

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等	支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件				
3	地域まるごと省エネ計画策定支援	アドバイザーを派遣し、計画策定に係る助言等を行います。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 【照会スケジュール】 4月下旬 照会 5月以降 支援先決定 支援開始		生活環境部 環境共生課	・地域ぐるみで省エネルギー・地球温暖化対策を推進していくためには、「地域まるごと省エネ計画（地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（区域施策編）」）の策定が欠かせません。 ・計画策定に豊富な経験を有するアドバイザーが訪問して、策定業務をサポートします。 ・策定済みの市町村の場合、LED照明導入に対する補助金が活用できます。
4	商業まちづくり基本構想の策定支援	商業まちづくりの担当者を対象とした意見交換会等の開催や計画策定に向けた支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会（年に一度）の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		商工労働部 商業まちづくり課	商業まちづくり基本構想策定に当たって、どう作業を進めたらよいか、どのような内容を盛り込んだらよいかなど、お気軽にご相談ください。
5	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画立案業務	・市町村が実施する個別施設に係る計画策定への技術的助言を行います。 ・県が把握した施設情報の提供（拡充）を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会（年に一度）の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部 森林整備課 （各農林事務所 森林林業部）	林業の専門家として丁寧に相談に応じます。林道施設の長寿命化につながる個別施設計画を作成する際には、まずは、お気軽にご相談ください。
6	立地適正化計画策定に係る支援	・立地適正コンサルティングを国と共同で開催します。 ・各市町村の策定委員会に建設事務所長等が委員として参加します。 ・計画策定のための、現状分析及び将来予測手法等の資料提供し、助言を行います。	○	○	・都市計画区域 （44市町村） ・うち用途区域 （31市町村）	・市町村支援メニューの活用フローによる照会（年に一度）の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。 【照会スケジュール】 5月 都市関係主管課長会議（周知） 5月～（随時）相談受け 7月～ 立適コンサルティング（国と連携支援） 10月～ 市町村訪問・意見交換（関係市町村）		土木部 都市計画課	・各市町村が抱える都市の課題について一緒に考え、立地適正化計画を作ることの効果や予算獲得のためのポイント等を丁寧に解説します。 ・国との協議・打合せにも同席し、県内事情に精通した立場で各市町村の課題解決策と一緒に考え助言・支援します。 ・国や全国市町村の情報を収集・蓄積し情報提供します。

## 5 助言・技術支援

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	東京電力への自治体の損害賠償請求について、県庁での弁護士による個別相談及び弁護士が町村を訪問しての個別相談を行います。	○	○	訪問による相談は町村のみです。	・市町村財政課へ随時申し込みください。 ・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込むこともできます。	※県庁での法律相談は相談希望日の概ね2週間前まで、訪問しての法律相談は相談希望日の概ね1ヶ月前までに申し込むこと。	企画調整部 避難地域復興局 総務部	原子力損害対策課 市町村財政課	自治体の損害賠償でお困りの点について、経験豊富な弁護士がお答えします。
2	農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援	市町村が実施する農地・農業用施設に係る災害発生時の技術支援を行います。	○	○	災害工事自体の代行は行わない。	災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。		農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所 農村整備部)	農地や施設の復旧を速やかに行い、農家が安心して営農に取り組めるようにしましょう。災害発生時、まずはご相談ください。
3	農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務支援	市町村が実施する農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務において技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	農地管理課 (各農林事務所 農村整備部)	適正な維持管理と予防保全により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図りましょう。まずはお気軽にご相談ください。
4	市町村営国庫補助事業(農業農村整備事業)に係る実施設計等技術支援	市町村が実施する市町村営国庫補助事業に係る実施設計や整備工事の設計積算、現場監督等において技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所 農村整備部)	農業土木の専門家が相談に応じます。設計書の作成や現場監督にお悩みの際は、お気軽にご相談ください。
5	ほ場整備等基盤整備事業新規地区掘り起こし技術支援	市町村が実施するほ場整備等基盤整備事業の新規地区掘り起こしにおいて技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	農村計画課 (各農林事務所 農村整備部)	ほ場整備事業は換地計画や営農計画の策定など、特に専門性が高く、アドバイザーが必要です。お気軽にご相談いただき、計画的な土地改良施設の改修等を進め、農業農村の持続的な発展につなげましょう。
6	新たな森林管理システム構築支援(森林経営管理制度)	・全体計画の策定、意向調査、集積計画、配分計画等市町村が実施する上での指導、設計書等の作成支援、座談会等における技術的な支援等を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	森林計画課 (各農林事務所 森林林業部・富岡林業指導所)	「新たな森林管理システム」を構築するため必要とする業務について、市町村の皆様と共に支援策を検討します。まずは、お気軽にご相談ください。
7	ふくしま森林再生事業業務支援	・市町村が実施する森林整備計画の策定、計画策定の際の森林所有者の合意形成(合意取得)への技術的助言を行います。 ・整備工事の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	森林整備課 (各農林事務所 森林林業部・富岡林業指導所)	ふくしま森林再生事業の実践を通して、森林整備に必要なノウハウを習得し、健全な森林づくりや地域の活性化につなげましょう。まずは、お気軽にご相談ください。



No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
8	里山再生事業支援	・里山再生事業を希望する場合の地区指定の選定、事業内容等について、技術的な観点も含めて、技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	森林計画課 (各農林事務所 森林林業部・富岡林業指導所)	里山は地域住民にとって身近な森林です。ご相談は随時受け付けていますので、里山の再生、整備を共に進めていきましょう。
9	広葉樹林再生事業支援	・市町村が実施する広葉樹林再生事業計画の策定などにおいて、技術的助言を行います。 ・事業の設計、積算、現場監督等における技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	次世代のきのこ等原木林の再生を図るため、広葉樹林の整備に必要な技術的助言を行いますので、お気軽にご相談ください。
10	林道施設災害復旧への技術的支援	・災害時の情報収集、復旧方法や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。	災害工事自体の代行は行わない。	農林水産部	森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	林道災害発生時の早期復旧による速やかな通行確保につなげるため、復旧方法検討や設計、監督などの技術支援を行います。まずはお気軽にご相談ください。
11	林道整備への技術的支援	・市町村が実施する林道の計画策定や設計積算、関係機関との連絡調整及び現場施工時の監督等において技術的助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		農林水産部	森林整備課 (各農林事務所 森林林業部)	林道整備により、森林整備を推進し、林業の活性化につなげましょう。まずは、お気軽にご相談ください。林業の専門家として丁寧に相談に応じます。
12	建築物の再エネ・省エネ技術支援	・公共施設への再エネ・省エネ導入に関し、現場で技術的支援(出前講座)を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部	営繕課	・建築物の整備で再エネや省エネの導入に悩んでいませんか？ ・再エネ・省エネ導入の事例やノウハウについて、アドバイスします。
13	土地収用法に係る事業の認定手続き支援	事業の認定に係る必要な助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部	用地室	・事業認定の手続きについて、「どんな書類が必要？」「認定までの期間は？」などの疑問があれば、まずは気軽に相談してください。 ・事例やノウハウについて、アドバイスします。
14	市町村耐震化支援チームによる技術的支援	・市町村耐震改修促進計画の見直し等について助言を行う。 ・市町村施設の耐震化に係る技術的支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		土木部	建築指導課 (各建設事務所 建築住宅課)	・市町村耐震改修促進計画の改定や市町村施設の耐震化で困っていませんか？ ・各建設事務所の市町村耐震化支援チームが相談や技術的支援を行います。

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
15	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	市町村からの要請に応じて、県の推進体制や財務事務に係る具体的なチェック方法等に関する情報の提供や助言を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		出納局	審査課	職員の不祥事は住民の信頼を失うなど大きな損失。でも、どうすれば防げるのかわからない。不祥事の防止には、内部統制制度の導入が効果的です。内部統制制度の要点を簡潔かつ即実践できるようにアドバイスします。
16	工事検査に係る相談窓口	市町村からの要請に応じて、工事検査のポイントや具体的な手法等について、工事検査課及び振興局勤務の工事検査員が相談に応じます。	○	○	中核市は除きます。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申し込むことも可能です。		出納局	工事検査課 (県北を除く各地方振興局)	工事の検査は、請負工事の給付完了確認するための検査です。公共工事の品質確保、工事に関する技術水準の向上のため、工事検査のポイントについてアドバイスします。
17	市町村道の管理についての技術的支援	市町村道の管理(新設、改築、維持、修繕、災害復旧等)について、企画、設計計画、工事監理、法定手続きなどにおける専門的分野において、技術的助言を行います。	○	○		支援担当課へ随時申し込みください。		土木部	道路管理課  各建設事務所企画調査課	道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧等について、県土木部の専門性を活かした技術的な支援を行います。各建設事務所にご相談ください。

## 6 共同発注

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	・市町村職員の事務負担の軽減と人材の育成を支援するため、町村の施設も含めた一体的な維持管理を共同で発注実施する仕組みづくりを行います。	○	○		支援担当課へ随時申込みください。		土木部	建設産業室 土木企画課	建設事業者の減少や小規模化により、維持管理体制の確保に困っている地域において、実態を把握するため、意見交換から始めます。まずはご相談ください。

## 7 代行

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	地方税法第48条に基づく直接徴収	市町村の実情に応じて、直接徴収事務を行います。	○	○		・各地方振興局県税部からの個別照会の際に申し込みます。 ・年度途中に同部へ随時申込みすることも可能です。 【照会スケジュール】 6月中旬 照会(照会元 各県税部) 7月上旬 引受開始		総務部	税務課 各地方振興局県税部	個人住民税の困難案件を市町村に代わって徴収します。普通徴収分はもとより、特別徴収分も積極的に徴収します。
2	併任による地方税の徴収支援	県職員を市町村職員と併任し、徴収事務を支援します。	○	○		・各地方振興局単位で開催する「地方税滞納整理推進会議地区会議」(6月～7月開催)において、照会を行います。その後、随時に申し込みください。		総務部	税務課 各地方振興局県税部	県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件を徴収します。金融機関での預金調査や関係先の検索なども行います。
3	農業用施設に係る県営災害復旧事業の実施	原則として、下記の2つの条件を満足する場合、県が事業主体となって災害復旧事業を行います。 ①国営又は県営で造成された施設 ②高度な技術を必要とする工事又は工事規模が50,000千円以上のもの	○	○		災害発生時に、支援担当課へ随時申し込みください。		農林水産部	農村基盤整備課 (各農林事務所 農村整備部)	気象災害の発生に伴い、被害を受けた農業用ポンプや取水堰等の復旧にお困りの場合、まずは、お気軽にご相談ください。
4	市町村道事業の県代行	過疎地域、特別豪雪地域及び山村振興地域における基幹的な市町村道で、国土交通大臣が指定する道路の新設及び改築を県が市町村に代わり行います。	○	○	・特別立法(過疎、山村、特豪)に該当する地域 ・広域的な道路、国道道を補完する重要路線	県代行による整備をご希望される場合は、まずは各建設事務所に御相談ください。		土木部	道路管理課 (各建設事務所 企画調査課)	その道路の重要性、整備効果、技術的難度、当該市町村の財政力や技術的能力等を考慮し、代行することが適当と認められる基幹的な市町村道の新設・改築工事(舗装工を除く。)について、国の交付金等を活用しながら県事業として、市町村に代わって行います。まずは各建設事務所にご相談ください。

## 8 広域連携

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	成年後見制度地域連携ネットワーク体制構築支援	成年後見制度の地域連携ネットワークづくり等の制度利用促進に向け、広域による中核機関の設置を検討する市町村を中心に(中核機関含む)、社会福祉士等の専門職を派遣するなど、地域連携ネットワーク体制の整備を支援します。支援内容は、各市町村からの依頼や実情に応じて、研修会・会議・検討会等にて専門職が助言等を行います。	○	○		・支援担当課からの個別照会の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申込みすることも可能です。 【照会スケジュール】 3月中 周知・照会 4月以降 支援開始(専門職団体と協議の上、随時)		保健福祉部	高齢福祉課	・ひとり暮らしのお年寄りをどう守りますか。 ・高齢者等の権利や財産を守るための中核機関(成年後見制度)整備を専門家とともに支援します。
2	結婚支援	複数の市町村が広域で行う結婚支援事業について、企画に関するスタッフ派遣や相談等の支援を行います。	○	○	市町村間での合意が必要です。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		保健福祉部 こども未来局	こども・青少年政策課	少子化対策は結婚支援から！複数市町村で行う婚活事業をお手伝いします。
3	汚水処理事業の広域化・共同化に係る支援	・県が発注する委託業務で広域化・共同化のメニューを提案し、市町村と連携して検討します。 ・取組を促進するため、共同で先進地を視察します。	○	○	汚水処理事業を実施している(目指す)団体	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中に支援担当課へ随時申込みすることも可能です。	※支援の意向等を確認するため、汚水処理事業の広域化・共同化計画検討会を毎年開催していますので、会議時に申し出てください。 また、当方から働きかける場合もあります。	土木部 総務部 生活環境部 農林水産部	下水道課 市町村財政課 一般廃棄物課 農村基盤整備課 森林整備課	汚水処理事業の経営改善のための広域化・共同化の取組と一緒に検討します。

## 9 複合型

No	支援業務の名称	支援の内容	支援対象			申込方法	特記事項	支援担当課等		支援担当課からのPR
			市	町村	その他の要件					
1	消防団員確保対策支援業務	県と消防団員の条例定数充足率が低い市町村が連携し、当該市町村が抱える課題及び消防団員確保のために有効な取組について検討の上、支援策を実施し、消防団員の確保を図ります。	○	○	・支援が必要な市町村のうち、条例充足率が低く(概ね80%以下)、機能別団員制度等の確保対策未導入の市町村を優先します。	・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		危機管理部	消防保安課	地域防災力の中核を担う消防団員の確保のために、連携して取り組みましょう。
2	福島ならではの働き方・暮らし方体験プログラム策定等支援	首都圏の若者に福島ならではの働き方・暮らし方を体験してもらうための、地域ディレクター(受入団体)の掘り起こし、体験プログラムづくりなどを地元市町村と連携し、伴走型で支援します。	○	○		振興局から照会の際にお申し込みください。なお、年度途中に振興局に申し込むことも可能です。		企画調整部	地域振興課 (各地方振興局)	・首都圏等の若者に地元ならではの地域資源をいかした仕事と暮らし方を提案してみませんか？ ・地域の皆さんと一緒に魅力的な体験プログラムをつくり、首都圏等の若者に発信し、地域と深く関わる人材を増やしていきましょう。
3	企業の人材確保・若者の雇用促進支援	・希望する市町村へ、就職専門相談員を派遣し、企業向け人材確保セミナーの開催、求職者向け出張就職相談会の実施を支援します。 ・若者Uターン雇用促進事業の新規立ち上げに係る助言等を行います。 ・企業への人材確保支援を行う際に、Fターサイトへの登録や活用についても働きかけを行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		商工労働部	雇用労政課	県就職相談窓口(ふるさと福島就職情報センター、ふくしま生活・就職応援センター)の相談員の派遣など柔軟に対応します。
4	企業誘致業務支援	企業訪問に同行し、企業ニーズを踏まえた企画提案、関係機関との調整などの伴走型支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		商工労働部	企業立地課 (各県外事務所)	企業誘致の実現に向けて、一緒に汗を流します。
5	市町村観光誘客支援	・市町村の観光の振興に向けたファンストップ窓口として対応するとともに、訪問等により地域の宝の掘り起こしや情報発信・観光プロモーション・外国人受入体制等の助言、旅行業者等の招請事業対応、外部専門アドバイザー派遣など市町村等が実施する事業に対して適切な支援を行います。 ・単独市町村より連携市町村による誘客が効果的な場合、広域的な取組による周遊観光の支援を行います。	○	○		・市町村支援メニューの活用フローによる照会(年に一度)の際に申し込みください。 ・年度途中で支援担当課へ随時申込みすることも可能です。		商工労働部 観光交流局	観光交流課	・インバウンド初心者でも大丈夫！ ・課題把握からマーケティングまで、取組段階に応じてアドバイスします。

## 市町村支援メニュー【形態別】連絡先一覧

### 1 採用支援

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	町村職員採用情報発信支援	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
2	町村職員採用合同説明会等開催	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
3	町村職員インターンシップマッチング支援	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
4	専門職共同リクルート活動	総務部 市町村行政課	024-521-7137	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp

## 2 研修

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	法制執務研修会	総務部 文書法務課	024-521-7050	houmu@pref.fukushima.lg.jp
2	会計事務研修	総務部 市町村行政課 出納局 審査課 各地方振興局(県北を 除く)企画商工部市町村 支援課(及び出納室)	市町村行政課 024-521-7137 《県北地域》 審査課 024-521-7207 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 024-935-1217 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 0248-23-1524 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 0242-29-5214 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 0241-62-5203 《相双地域》 相双地方振興局企画商工部 0244-26-1115	市町村行政課 shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp 《県北地域》 審査課 shinsa@pref.fukushima.lg.jp 《県中地域》 県中地方振興局企画商工部 kenchu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《県南地域》 県南地方振興局企画商工部 kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《会津地域》 会津地方振興局企画商工部 aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《南会津地域》 南会津地方振興局企画商工部 minamiaizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp 《相双地域》 相双地方振興局企画商工部 souso.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp
3	会計実地検査対応への助言	出納局 出納総務課	024-521-7558	suitou_soumu@pref.fukushima.lg.jp
4	橋梁点検研修会	土木部 道路管理課	024-521-7503	dourokanri@pref.fukushima.lg.jp

### 3 職員、専門家等派遣

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	自治法派遣	総務部 市町村行政課	024-521-7304	shichouson_gyousei@pref.fukushima.lg.jp
2	市町村税滞納整理スキルアップ支援	総務部 税務課 市町村財政課	税務課 024-521-7069 市町村財政課 024-521-7061	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp 市町村財政課 shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
3	SDGs(持続可能な開発目標)に関する市町村職員研修等支援	企画調整部 復興・総合計画課	024-521-7809	chiikisousei@pref.fukushima.lg.jp
4	ICTアドバイザー派遣	企画調整部 情報政策課	024-521-7134	jouhou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp
5	消費生活相談体制強化支援	生活環境部 消費生活課	024-521-7737	syouhi@pref.fukushima.lg.jp
6	保健センター業務等支援	保健福祉部 健康づくり推進課	024-521-7516	kenkou@pref.fukushima.lg.jp
7	ケアプラン点検支援	保健福祉部 高齢福祉課	024-521-7746	koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp
8	児童虐待対応強化支援	保健福祉部 児童家庭課 こども未来局	024-521-8665	jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp
9	開発型・提案型企業転換総合支援(ふくいろキラプロジェクト)	商工労働部 産業創出課	024-521-7283	business@pref.fukushima.lg.jp
10	公設商業施設の運営、リノベーションまちづくり等に係る専門家派遣	商工労働部 商業まちづくり課	024-521-7299	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
11	埋蔵文化財調査技術協力	教育庁 文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp
12	文化財保存支援事業	教育庁 文化財課	024-521-7787	k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp



#### 4 各種計画等策定支援

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	市町村業務継続計画策定支援	危機管理部 危機管理課	024-521-8651	kikikanri@pref.fukushima.lg.jp
2	市町村男女共同参画基本計画策定支援	生活環境部 男女共生課	024-521-7188	danjo@pref.fukushima.lg.jp
3	地域まるごと省エネ計画策定支援	生活環境部 環境共生課	024-521-7813	ontai@pref.fukushima.lg.jp
4	商業まちづくり基本構想の策定支援	商工労働部 商業まちづくり課	024-521-7126	shougyoumachidukuri@pref.fukushima.lg.jp
5	インフラ長寿命化に基づく林道施設の個別施設計画立案業務	農林水産部 森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
6	立地適正化計画策定に係る支援	土木部 都市計画課	024-521-7508	toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp

## 5 助言・技術支援

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	市町村に対する原子力損害賠償に関する法律相談	企画調整部 原子力損害対策課 避難地域復興局	024-521-7103	baishousien@pref.fukushima.lg.jp
		総務部 市町村財政課	024-521-7059	shichouson_zaisei@pref.fukushima.lg.jp
2	農地・農業用施設に係る災害発生時技術支援	農林水産部 農村基盤整備課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7412	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
3	農業用水利施設の維持管理に係る点検・診断、技術研修業務支援	農林水産部 農地管理課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7409	nochikanri@pref.fukushima.lg.jp
4	市町村営国庫補助事業(農業農村整備事業)に係る実施設計等技術支援	農林水産部 農村基盤整備課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7414	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
5	ほ場整備等基盤整備事業新規地区掘り起こし技術支援	農林水産部 農村計画課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7406	nosonkeikaku@pref.fukushima.lg.jp
6	新たな森林管理システム構築支援 (森林経営管理制度)	農林水産部 森林計画課 (各農林事務所森林林業部・富岡林業指導所)	024-521-7425	shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp
7	ふくしま森林再生事業業務支援	農林水産部 森林整備課 (各農林事務所森林林業部・富岡林業指導所)	024-521-7429	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
8	里山再生事業支援	農林水産部 森林計画課 (各農林事務所森林林業部・富岡林業指導所)	024-521-7423	shinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp
9	広葉樹林再生事業支援	農林水産部 森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7429	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
10	林道施設災害復旧への技術的支援	農林水産部 森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
11	林道整備への技術的支援	農林水産部 森林整備課 (各農林事務所森林林業部)	024-521-7436	shinrinseibi@pref.fukushima.lg.jp
12	建築物の再エネ・省エネ技術支援	土木部 営繕課	024-521-7527	eizen@pref.fukushima.lg.jp
13	土地収用法に係る事業の認定手続き支援	土木部 用地室	024-521-7464	youchi@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
14	市町村耐震化支援チームによる技術的支援	土木部 建築指導課	建築指導課 024-521-7523 県北建設事務所建築住宅課 024-521-2575 県中建設事務所建築住宅課 024-935-1462 県南建設事務所建築住宅課 0248-23-1636 会津若松建設事務所建築住宅課 0242-29-5461 喜多方建設事務所建築住宅課 0241-24-5727 南会津建設事務所建築住宅課 0241-62-5337 相双建設事務所建築住宅課 0244-26-1223 いわき建設事務所建築住宅課 0246-24-6134	建築指導課 kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp 県北建設事務所建築住宅課 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 県中建設事務所建築住宅課 kentyu.ken@pref.fukushima.lg.jp 県南建設事務所建築住宅課 kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp 会津若松建設事務所建築住宅課 wakamatsu.ken@pref.fukushima.lg.jp 喜多方建設事務所建築住宅課 kitakata.ken@pref.fukushima.lg.jp 南会津建設事務所建築住宅課 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 相双建設事務所建築住宅課 sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp いわき建設事務所建築住宅課 iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp
15	内部統制制度(財務事務)導入に関する助言	出納局 審査課	024-521-2842	shinsa@pref.fukushima.lg.jp
16	工事検査に係る相談窓口	出納局 工事検査課 (県北を除く各地方振興局)	<< 県北地域 >> 工事検査課 024-521-7459 << 県中地域 >> 県中地方振興局出納室 024-935-1406 << 県南地域 >> 県南地方振興局出納室 0248-23-1639 << 会津地域 >> 会津地方振興局出納室 0242-29-5477 << 南会津地域 >> 南会津地方振興局出納室 0241-62-5351 << 相双地域 >> 相双地方振興局出納室 0244-26-1305	<< 県北地域 >> 工事検査課 koujikensa@pref.fukushima.lg.jp << 県中地域 >> 県中地方振興局出納室 kenchu.suito@pref.fukushima.lg.jp << 県南地域 >> 県南地方振興局出納室 kennan.suito@pref.fukushima.lg.jp << 会津地域 >> 会津地方振興局出納室 aizu.suito@pref.fukushima.lg.jp << 南会津地域 >> 南会津地方振興局出納室 minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp << 相双地域 >> 相双地方振興局出納室 souso.suito@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
17	市町村道の管理についての技術的支援	土木部 道路管理課  各建設事務所企画調査課	道路管理課 024-521-7503 県北建設事務所企画調査課 024-521-252514 県中建設事務所企画調査課 024-935-1449 県南建設事務所企画調査課 0248-23-1617 会津若松建設事務所企画調査課 0242-29-5455 喜多方建設事務所企画調査課 0241-24-5707 南会津建設事務所企画調査課 0241-62-5322 相双建設事務所企画調査課 0244-26-1228 いわき建設事務所企画調査課 0246-24-6117	道路管理課 dourokanri@pref.fukushima.lg.jp 県北建設事務所企画調査課 kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp 県中建設事務所企画調査課 kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp 県南建設事務所企画調査課 kennan.ken@pref.fukushima.lg.jp 会津若松建設事務所企画調査課 wakamatsu.ken@pref.fukushima.lg.jp 喜多方建設事務所企画調査課 kitakata.ken@pref.fukushima.lg.jp 南会津建設事務所企画調査課 minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp 相双建設事務所企画調査課 sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp いわき建設事務所企画調査課 iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

## 6 共同発注

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	公共土木施設の維持管理に係る共同発注支援	土木部 建設産業室	024-521-7452	kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp

## 7 代行

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	地方税法第48条に基づく直接徴収	総務部 税務課  各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069  << 県北地域 >> 県北地方振興局県税部 024-521-2681 << 県中地域 >> 県中地方振興局県税部 024-935-1240 << 県南地域 >> 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 << 会津地域 >> 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 << 南会津地域 >> 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 << 相双地域 >> 相双地方振興局県税部 0244-26-1124 << いわき地域 >> いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp  << 県北地域 >> 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 県中地域 >> 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 県南地域 >> 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 会津地域 >> 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 南会津地域 >> 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 相双地域 >> 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << いわき地域 >> いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
2	併任による地方税の徴収支援	総務部 税務課  各地方振興局県税部	税務課 024-521-7069  << 県北地域 >> 県北地方振興局県税部 024-521-2681 << 県中地域 >> 県中地方振興局県税部 024-935-1240 << 県南地域 >> 県南地方振興局県税部 0248-23-1514 << 会津地域 >> 会津地方振興局県税部 0242-29-5240 << 南会津地域 >> 南会津地方振興局県税部 0241-62-5212 << 相双地域 >> 相双地方振興局県税部 0244-26-1124 << いわき地域 >> いわき地方振興局県税部 0246-24-6027	税務課 zeimu@pref.fukushima.lg.jp  << 県北地域 >> 県北地方振興局県税部 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 県中地域 >> 県中地方振興局県税部 kenchu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 県南地域 >> 県南地方振興局県税部 kennan.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 会津地域 >> 会津地方振興局県税部 aizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 南会津地域 >> 南会津地方振興局県税部 minamiaizu.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << 相双地域 >> 相双地方振興局県税部 souso.kenzei@pref.fukushima.lg.jp << いわき地域 >> いわき地方振興局県税部 iwaki.kenzei@pref.fukushima.lg.jp
3	農業用施設に係る県営災害復旧事業の実施	農林水産部 農村基盤整備課 (各農林事務所農村整備部)	024-521-7412	kibanseibi@pref.fukushima.lg.jp
4	市町村道事業の県代行	土木部 道路管理課	024-521-7503	dourokanri@pref.fukushima.lg.jp

## 8 広域連携

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	成年後見制度地域連携ネットワーク 体制構築支援	保健福祉部 高齢福祉課	024-521-7197	koureizaitaku@pref.fukushima.lg.jp
2	結婚支援	保健福祉部 こども・青少年政策課 こども未来局	024-521-7198	kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp
3	汚水処理事業の広域化・共同化に 係る支援	土木部 下水道課	024-521-7515	gesuidou@pref.fukushima.lg.jp

## 9 複合型

No	支援業務の名称	支援担当部局等	連絡先	
			電話 (直通)	メール
1	消防団員確保対策支援業務	危機管理部 消防保安課	024-521-7190	syoubou@pref.fukushima.lg.jp
2	福島ならではの働き方・暮らし方体 験プログラム策定等支援	企画調整部 地域振興課 (各地方振興局)	024-521-8023	ui-turn@pref.fukushima.lg.jp
3	企業の人材確保・若者の雇用促進 支援	商工労働部 雇用労政課	024-521-7290	koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
4	企業誘致業務支援	商工労働部 企業立地課 (各県外事務所)	024-521-7916	investment@pref.fukushima.lg.jp
5	市町村観光誘客支援	商工労働部 観光交流課 観光交流局	024-521-7287	tourism@pref.fukushima.lg.jp